



案(内閣提出第二〇号)

骨牌税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二号) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

物品税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二九号) 入場税法案(内閣提出第三〇号)

○千葉委員 これより会議を開きます。まず公聴会開会承認要求の件についてお諮りいたします。国会法第五十一条の規定によりまして、重要な歳入法案については公聴会を開かなければならないことになっておりますので、ただいま委員会に付託となつております所得税法の一部を改正する法律案外九税法改正法律案中、入場税法並びに本日付託となる予定のしやし織雑品の課税に関する法律案もあらかじめ公聴会開会の承認を求めたいと存じますが、これらの手続については委員長に御一任願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○千葉委員長 御異議ないと認めます。よつてさように決定いたしました。なお承認のあつた場合は、三月の二日午前十時に公聴会を開くことにいたしました。議長に報告することとし、その手続並びに公聴人の選定につきましても、委員長及び理事に御一任を願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員 御異議なしと認めます。よつてさように決定いたしました。

○千葉委員 次に、本日の日程にあります所得税法の一部を改正する法律案外九税制改正法律案を一括議題として、前会に引続き質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。井上良二君。

○井上委員 前回私は国の財政収入の見通しについて……

○千葉委員 井上さん、ちよつと質問中ですが、今参議院で提案理由の説明を政務次官がするようにということをやつて来ているのですが、ちよつと中座してよろしゅうございませうか。

○井上委員 よろしゅうございませう。財政収入のことについて政府の意見を伺つたのでありますが、何ゆゑに私どもが国の財政収入を確保した上で歳出をはかれないかということをやつて申すかと申しますと、わが国の財政収入のうち、特に租税収入の中において一番大きな部分を占める所得税の徴収でございますが、その所得税の徴収のうち、特に源泉所得と申告所得と、この二つで非常に低額所得者に多くの税がかかれておる。この事実について、これからひとつ政府に質問をして参りたいと考えております。

先般春日委員からも御質問がございましたが、政府は、現在の税制制度をどうした方が日本の現在置かれておる経済的諸条件の現状から妥当であるといふことの一つの結論を、政府独自の独善的な考へ方ではなしに、広く学識経験を持つておる人々の中から公正妥当な意見を徴せうとして税制調査会を

設けて、数箇月にわたつて御検討願つて、税制調査会の答申なるものが政府に提出されております。これは現在の税制に対して、広く各方面の権威ある意見を参考にして、新しく税制制度を建て直そうとする政府のきわめて公正妥当なやり方として、われ／＼もそのやり方に対しては一応敬意を表しておつたのであります。そうして答申案が出て参りました。その答申案が相当権威のあるものとして、次の税制改革には大幅にその答申案の重要な答申要綱が採択されるであらうということをおぼしめして、われ／＼も期待をしておつたのであります。ところが今度出て参りました税制改革の中において、同いふ部分の一部分はなるほど税制調査会の答申を採用している部分がありますが、われ／＼が非常に遺憾に思ひます。それは、税制調査会が最も力を入れて答申をいたしておりました低額所得者の減税に対して、きわめて熱意を欠く点が見受けられるのであります。政府はこの低額所得者の減税について、答申案は大体年額所得二十四万円以下を免税にするという一つの立場に立つて答申をされておるようですが、私どもは見ておるのでございますが、それをほかに下まわつて、今の改正案のような税制改革をするに至つた根拠は一体どこにありますか。どういふわけで税制調査会が主張している源泉所得者、低額所得者に対する減税を答申通り改正ができなかったかという点について御説明願いたい。簡単に願います。

○渡辺政府委員 政府といたしましては、税制調査会の答申はできるだけ尊重する趣旨におきまして検討して参つたのでございますが、御承知のように

税制調査会におきましては、約七百億円の純減税といひますか、片方で間接税を増徴し、片方で直接税を減税する、同時に、全体として七百億円の現行法の場合に比べての減収を期待する、そういうふうな案が出て、それを基礎にしまして全体の案ができておるのでございますが、政府が見積りしました予算によりますと、どうもそれだけの減収を期待することは、予算の経費の方の必要からいたしましてできない。さらに間接税の増徴にいたしまして、たとえばビールを十円上げるとか、光を五円上げるとか、あるいは織維関係で相当大きな百五十億といふような間接税の増徴を行う、そういうふうなことはちよつと無理じやないかといふ点、これらの二つの点を考へまして、結局増減の幅が全体として狭くなつたという結論に行かざるを得なかつたわけでございます。ただその場合におきまして、今井上委員のお話になりました所得税において、なかなか低額所得者の負担を軽くするといふ趣旨はできるだけこれを尊重して参りたい、こういう線で全体の案ができておることは御承知の通りであります。従ひまして、その点になりまして、答申案では基礎控除を八万円にするといふのが七万円になつた。もつとも二十九年度におきましては、初年度の上にならざるまゝ出ておるものが、一応平常の姿におきましてはそれを七万円、さらに扶養控除におきまして、最初の三人までは五千円ずつ上げる、これは答申案の通りでございますが、答申案はさらにそれにつけ加

も、最初の三人と同じように上げる、こういう案になつておつたのであります。四入目以下につきましては多少事情も違ひますので、これはすえ置く、こういうふうな点、あとそのほかには、答申案は勤労控除につきましては限度を四万五千円から七万五千円に上げる。しかしこれは考へ方によりまして、これによつてフェーヴァを受けます人たちは給与の収入額が三十万円を越えている人だけでございます。それから税率の問題をもつと調整しろ。これも答申案は御承知の通り下の方はあまり動かしてございませぬので、上の税率だけを下げた行つて、全体としての案としましては私ども一つの考へ方であり、敬意を表してよいと思ひます。しかし今言つたように、全体の所得税についての減税の幅が狭くなつた場合におきましては、できるだけ小さな所得者の負担を軽減するという方法におきまして全体の処理をした、こういう趣旨のものであることを御了承願ひたいと思ひます。

○井上委員 主税局としましては、われわれが年末主張しております月収二万円未満、年額二十四万円未満の免税といふことについて率直にどう考へますか。免税する余地はないとお考へになつておられますか、率直に言つてください。

○渡辺政府委員 率直に申し上げますれば、できればその辺まで課税最低限を上げて行きたい。ただそういうことを言うのは率直でないとおつしやるかもしれませぬが、結局税の問題は、片方において財源を考へなければならぬ、片方において国民の負担能力も考へなければならぬ、その二つのクロス

する点に現実の税制というものを打立  
てて行かなければならぬ。こういう要  
請の上に立つている限りにおきまし  
て、今度の閣議案によりますと、今二  
十四万円とお話になつたのは、大体わ  
れわれの一応申し上げておりますの  
は、夫婦と子供三人の場合でありま  
し、扶養家族四人の場合、今度の案に  
おきますと、給与所得であれば現行の  
十八万三千五百九十九円が、二十一  
四万九千九百九十九円になるわけ  
でありまして、決して満足すべきもの  
とは言えないにいたしても、現行に比  
べばかなり改善されたものになるとい  
うことは言ひ得ると思つております。

○井上委員 政府の発表によると、農  
村方面の所得の状況や生活の程度を  
いろいろ資料によつて見ますと、いず  
れも戦争前の生産に復帰し、農業所  
得も戦争前に復帰して来ている、こ  
ういふことが発表されております。こ  
ろがこの農業所得の方面における納  
税及び課税人員を調べてみると、昭  
和二十四年に三百二十八万人の課  
税人員があり、税金は四百五十億  
円であつた。それが二十五年には百  
八十四万人になり、税額は百六十二  
億、さらに二十七年にはこれが百  
二十七万人になり、さらに税額は七  
十七億、こういうふうに大幅な減  
税が農業方面にはされて来ているの  
であります。しかるに都市の方面を  
比べてみると、かくのごとき比率に  
よる減税は一向されておられません。  
また税制調査会が政府に答申いたし  
ましたその説明を讀んでおつても、  
御承知の通り、主要都市における  
全勤労働者の生活状況というものが  
説明をされておらず、それによると、  
大体都市における

生活費は一箇月二万円を要する。その  
二万円のうち一万円は食糧費である、  
エンゲル係数は大体五〇%だとい  
うことが説明されております。そう  
しますと、都市のいわゆる勤労大衆  
といふものは、まづたく生活費の中  
に税金をぶつかけられてゐること  
になつてゐる。生活水準といふもの  
はまだ百パーセントに行つており  
ません。百パーセントにはるかに遠  
い生活をしてゐるのに、かかるか  
からず、その税額は農村に比べて  
非常に高い。一方農村は生産にお  
いて、その生活水準においていず  
れも百パーセントを突破してあり  
ます。しかも、一方税額は毎年大  
幅にどん／＼軽減されて来ている。  
この矛盾と不合理を一體どうお考  
えになりますか。御説明を願ひたい。

○渡辺政府委員 農村におきまして  
生活水準が戦前に復帰し、あるいは  
それを多少上まわつてゐるといふ  
ことも、われ／＼もい／＼な数字で  
見せられておられますが、それは、  
考え方によれば、日本における農  
村の姿が戦前においていかに低  
かつたものであるかといふことを  
示すものとも言えるのではないかと  
思つております。従ひまして、現  
在において農村における納税人員  
が非常に少なくなつて来ている、  
それは、戦前に比べて減税の効  
果がそこに如実に出てゐるとも  
言えると思つております。農村に  
おける課税人員が非常に少なくな  
つてゐるといふことは、そういう  
ふうには、戦前に比べては、か  
なり農村の生活水準が回復して  
おられます。また、それほど高い  
生活水準になつてゐないといふ  
ことを示す一つの証左ではないか  
といふふうに思つておられます。

す。現在農村におきましての課税と都  
市におきましての課税が、もし一つ  
の特異な扱いがあるとしたら、た  
とえば超過供出の奨励金とか、あ  
るいは出荷完遂の奨励金とか、あ  
るいはつきまして課税してない、  
そういうものにつぎまして課税し  
ない、そういう一つの理由である、  
これはあげられると思ひますが、  
しかし、これによります分は、課税  
するにいたしても現在の数字とある  
程度はかわりませんが、それほど  
大きくかゝるといふふうには思  
いませんし、この問題は、国会で  
すいぶん御議論になつてゐる問  
題でございます。単に税の問題だけ  
といひますよりも、あるいは米  
価の問題とか、全体的な問題とし  
て解決しなければならぬ問題では  
ないかといふふうに思ひます。都  
市におきましては、納税人員が多  
い。これは、都市の賃金がやはり  
相当上つて来ているといふことが  
一つの大きな原因であると思ひ  
ます。農村と都市とを特に区別  
して政府で取扱つてゐるもので  
ないといふことは、これは井上委  
員はよく御承知の通りである  
と思つておられます。

○井上委員 もつと具体的に伺ひたい  
のですが、たとえば昨年の春大  
学を出た者が某官庁に勤めまし  
た場合、その毎晩のように超過  
勤務をいたしまして、一箇月の  
月収は一万二、三千元であり  
ます。もちろんこれは独身でござ  
います。一万二、三千元の超過  
勤務を合せた収入に對して、約  
千七百円から八百円の税金を  
とられておられます。そうなつて  
来ますと、手取りは一万円を  
切るのであります。それで、も  
つと都合が悪いのであります。そ  
れで、もつと都合が悪いのであ  
ります。こんなにも月に七千円  
ぐらゐの

下宿代は払わなければなりません。  
してかりに一日にひかりなら  
ひかりを二箇その人が吸うと  
仮定いたしますと、下宿代と  
交通費で全部消えてしまひ  
ます。こういう者に対しては  
千七百円も千八百円も課税  
しておられる。こういうべら  
ぼうなことを一體妥当な課税  
とお考えになりますか。現  
在下宿代も満足に払えない、  
小づかいも満足に持てないよ  
うな低額な者にかくのごとき  
税をぶつかけるといふような  
現行制度は、何と考へてもこ  
れは不当です。そういう点で、  
単に全体の財政のつじつまが  
合はぬから、やむを得ず低  
額所得者もひとつこの際税金  
を出して、もつとわなければ  
ならぬといふ、財政の歳入の  
面だけにこだわつて、かくの  
ごとく生活にほんとうに困つ  
ておる人に対して苛徴請求を  
加へてまで財源を確保しよう  
としておられる。その問題を  
政府はもつと考へなければなら  
ぬのじやないか、こうわれ／＼  
は考へるわけですか。

さらにこの源泉所得その他の所得  
税の場合、生命保険料なるもの  
が控除されることになつてお  
ります。この生命保険料を控  
除した結果、生命保険料の加入  
の状況は一体どうなつてお  
りますか。そしてその生命保  
険の集めた資金は、一体どこ  
へ流れておられるのですか。  
それを説明願ひたい。

○渡辺政府委員 今手元に一万三  
千元程度の独身者の場合の  
税金といたしまして、一万円  
のものが手元にも差上げてあ  
ります。修正案によりますと、  
税金負担は三百八十二円、  
それから少し上の方へ飛び  
ますが、一万五千円の場合  
は千二百六十六円、所得税  
だけであります。このほかに  
市町

村民税が一割八分ござい  
ますが、一万二、三千元で  
千七百円程度というの  
は、修正案によりますと、  
そういう数字にはならぬとい  
ふふうに思つておられます。  
一万二、三千元の金は、  
独身者でありまして、当然  
最低必要ではないか。こ  
れは私は最低生活とい  
ふものをどうしようと思  
はれるか、いろいろ議論  
はあろうと思つてお  
られますが、しかしわれ／＼が  
身近に同僚を見てお  
りまして、現在におき  
まして一番生活に苦しんで  
おられます。そういう  
独身者の方、同時に扶  
養家族を、子供を二、  
三人持つていらつし  
やる程度の方が、一  
番生活に苦しんでいら  
つしやるのじやないか  
といふような感じが  
いたしません。そういう  
意味におきまして、  
今度の税制改正案にお  
きまして、基礎控除を  
上げるという線も  
もちろん一つですが、  
それとあわせて、  
扶養控除を上げる  
という線もやはり考  
へて行かなければ  
ならぬ。そこで基礎  
控除の点におきま  
しては八万円とあり  
ましたのを、これを  
七万円に一万円削  
りましたが、扶養控  
除におきましては、  
四人目以後はす  
え置かずに、最初  
の三人目までは  
税制調査会の答  
申通りに一応五  
千円ずつ引上げる。  
この辺の措置が一  
番適切なものではないか  
といふ結論を得た次第  
であります。

次に御質問にござ  
いました生命保険料  
控除の点でございますが、  
生命保険料につきま  
しては、最近政府にお  
きまして相当保険料  
控除を引上げたゆ  
えもあると思ひ  
ますが、加入者  
数はかなりふ  
えて来つてお  
ります。毎  
年の状況につ  
きましては、  
今手元に資料  
がございま

せんで、後刻御説明申し上げたいと思ひます。なおこれらの資金は、株式あるいはその他の証券投資の姿におきまして、大体国の主要産業といつていと思ひますが、そうした産業資金に主として使われているということは申し上げられると思つております。

○井上委員 次に、今度のこの所得税の改正法案の規定中に、山林所得に対する特別措置がある。従来総所得金額に算入していたため、若干の調整を加えていたものの、相当な矛盾があつたので、新たに山林所得を分別して、十五万円控除をした上で五分五乗の方式によつて課税することに今度なるのであります。わが国の現状ではほとんどの農家が山を持つておるのでありますけれども、この山の伐採、譲渡は、いろ／＼の事由がありまして、特に小さい山林所有者といひますか、そういうものは、山を切つたりあるいはその切つたものを売つたりは譲渡いたしません場合は、次男、三男を分家をさす、あるいはまたいなかの習慣で冠婚葬祭で相当大きな金がかかる、こういうことからやむを得ず山を切つたり譲渡することゝなる場合が、単に分別処置だけで問題を処理するということではなしに、この控除額を十五万円からもう少し引上げてはどうかという問題が一つあります。それからいふことは、今回のこの特別措置を行うことによつて、何か特別措置を行うということが小さい山林所有者に非常な便利のようによつては、大きな山林所有者または山林の売買をするブローカーといひますか、そういうものが非常な利益を得ることになりませぬか、こ

ういうふうな結果は出ないとお考えになりますか。その二つをお伺ひいたしたい。

○渡辺政府委員 十五万円を控除し、同時に分別により五分五乗をする。現行法は御承知のように五分五乗の制度はとつておりますが、他の所得と合算した上で五分五乗の制度をとつてい。これを今度分別に直そうというわけでございます。十五万円程度ならまだ少いから、もつと上げたいいじやないか、それはいろ／＼なお考えがあらうと思ひますが、他の所得といろ／＼の関係からしますと、とにかく年に十五万円一応伐採の所得を得る。それは必要経費が差引かれますので、おそろく手取りの金額としては、二十万円を越えた場合に初めて十五万円の所得になるわけでございます。現在の状態におきましては、これを上げて上げる必要はあるまい。それによる点はむしろ他の方の点を考えるべきではなからうか、こういう結論を下したわけでありまして。特に今回の措置は、大きな山林業者がフェューアが行つて、小さな山林所得を持つておる人にはフェューアが薄いのではないか。これはむしろ全然逆でございます。そういうことは私は全然ないと思つております。と申しますのは、小さな山林所得を得ていらつしやる方は、どちらかといひますと、それだけでとても生活ができませんから、どうしてもやはり通常の農業所得を持つとか何とかいうことになりまして、山林所得はそれの上に乗つかる程度でございます。むしろ山林所得を大きく持つておる人こそ、他の所得は割合少い、あるいは全

然ない。他の所得が全然ない場合におきましては、今度のような制度をとりましても、現在の制度でやりましても、これは負担にかりがかりないわけでありまして、他の所得がむしろ中心でありまして、山林所得がそれほど大きい額でなくして、上に乗つてついているという場合におきまして、結局現行の制度でございます。五分五乗はします。が、他の所得よりはみ出しているその上積みの税率でもつて五分五乗され。今度の制度によりまして、それが分別されまして、一番下の税率がそこに適用され得る余地が出て来るわけでございます。従ひまして今度の分別の制度によりまして、山林所得全体が一応のフェューアを受けるということはいふ得ると思ひますが、どちらかといへば、今度の改正案によりまして一番大きくフェューアを受ける人は、相当他の所得を大きく持つていて、それにプラスして山林所得を持つておるといふ人——これは上積みであるといふことが当然そういう結論になるわけですが、そういう人がむしろこの機会におきましてフェューアを一番大きく得るわけでございます。山を専門に持つておる人は、割合にそのフェューアは薄い。従ひまして井上委員のおつしやつた案よりも、むしろ逆の場合に今度の制度は動いて来るのではないかと、かようにわれ／＼は考へております。

○井上委員 私の見通しとあなたの見通しと全然正反對に考へておりますから、今後の結果を見ないと、はつきりしたことは言ひ切れません。次に、法人税でございますが、法人税についてわれ／＼が検討を加える

場合、日本経済の見通しというものを一応つけないければなりません。そこで政府は二十九年度の日本経済の見通しとして、国内の有効需要は減退をせず、三〇程度上昇する。従つて所得も増加を予想される。輸出並びに特需を合せて約一億ドルが増加する。鉱工業生産の指数は、二十九年からは横ばいの状態になるんじやないか。物価は、生産財が六、七パーセント、消費財が三、四パーセント下る。雇用は若干減少するも、賃金は三〇程度上昇する。消費水準は二十八年より都市は四、五パーセント、農村は三〇伸びるのであります。そこでこの見通しに従つて、法人税の課税は、二十九年申分千五百五十三億として、これに更正等を加えた二十九年度の税収入見込額を現行法で千八百九十五億と押え、二十八年より約百三十五億の増加を見込んでおるのであります。この法人税の収入増加の要因となる日本経済の二十九年の見通しについて、今申し上げました、政府が国会を通していろいろな面で発表しております諸条件と見通しには大体狂いはない、こういうことを明確に言明できますか、これを伺ひたい。

○渡辺政府委員 日本経済のあり方の問題につきましては、何と申しまして一番大きな需要者であります。国の歳出の状況、あるいはさらに大きく地方団体をも込めましての中央財政及び地方財政の需要の大ききといふものが、大きく日本の経済の姿を決定して行くんじやないか。もちろん、その場合におきましては、単に一般会計の歳出といつたようなものだけでございませぬ

で、政府機関を通じましての財政資金、こういうものの動き、これがやはり大きく決定して行く。さらには国がとる金融政策、それがやはりこの一兆円予算の線に沿ひまして一応緊縮的な姿において実行されて行く、こういうふうなことがあつたとき、初めてそれが実現できるんじやないか。御承知のように、国際収支の問題が現状におきまして相当大きくクローズ・アップして来ております。いたずらに外貨が暗くするのであります。どうしても外貨が減らないように、あるいはぜひ必要な外貨はこれが確保できるように、そのためにいろ／＼な前提要件として、健全な日本経済の歩みというものはぜひ必要である、こういうふうな見通しのもとに、それに必要な施策というものを織り込んでおりますのが今度の一兆円予算であり、それに伴つての金融的な政策であると思つております。従ひましてわれ／＼は、そういう大きな方針の線に沿ひまして日本経済の見通しというものを前提といたしまして、現在の法人税の見積りをしていくわけでありまして、ただ御承知のように法人税は、一口に言ひますとちよつとずれがあります。二十九年の法人税の歳入に一番大きく影響しますのは、今年の三月の決算と九月の決算——会社は三月決算、九月決算だけではありませんから、その間に多少の誤差はございますが、大きく言へば三月決算と九月決算といふものが法人税の税収に一番大きく響きます。そこで今申しました一兆円の予算の影響といふのは、今後漸次会社に浸透して行く

んじやないか、そういうことを考えて参りますと、三月決算におきましては、まだそうした姿がそれほど大きく出て来ない。九月決算、さらには来年の三月決算というところに行きまして政府の施策の結果が出て来る、こういうことも考えられるわけでありまして、従いまして三月決算の姿などを見てみますと、一兆円予算の影響はまだまだそれほど大きく出て来ない、こういう点も見通しまして一応計上いたしましたが、ただいまお話の現行法による千八百九十五億、こういう歳入見積りでございます。

○井上委員 この法人税に対しましては、税率の問題が常に問題になるのでありますが、政府は抜け道を設けて、特別措置やその他の方法で、資本蓄積とかいう美名に隠れて大法人を擁護して、いろいろの低減をはかっているわけでありまして。たとえば百万円の機械を一台すえつけば、それは税の対象にしない、こういうことを言うておる。百万円の機械をすえつけられる法人というものは、一体どの程度の法人ですか。だからそういう点を考えてみたら、あなたの方の考えるやつは、すべて大法人という大きな企業を實際言うと対象にしておるのじやね。これは昨年、この前の国会でわが党の平岡君から、この法人税の階級的な課税の内容について鋭い討論をやっておりますから、一応そいつを御検討願いたい、何をゆえに税率をもつと下げるといふことをお考えになりませんか。ほんとうの計算をしたら、大法人はいろいろな特典で、実際は二〇%もかかっておるかかかっておらないかといわれておる。ところが一方は依然として四二%

とられておるのです。だから正直にまじめにやつておるやつは、びし／＼四二%とられてしまふわ、上手にうまいことを言うてごまかしたやつはのがれておるわ、そういうことではなしに、原則的に資本金の大きいやつは相当と、そのかわり中小企業の小さい法人はまける、こういう考え方はできないのか。これは技術的にむずかしいのか。大法人の免税にいろいろ／＼なうまい御規定をお考えになる熱意をお持ちでございますが、小さい法人に対しては一向めんどうを見てやろうというお気持ちが起きないのは、どういふわけですか。それを一応御説明願いたい。

○渡辺政府委員 われ／＼は大きな法人だけを特に保護するといった観点でものを考えたことはございませんで、結局今お話になりました点は、合理化法の規定による五割の特別償却という点だろうと思えます。別に言葉のはしをばしを申し上げるわけでもございませぬが、百万円の機械を買つたら税金がそのままかかってしまふといつた性格のものでないことは、これは井上委員のよく御承知のところであろうと思っております。平岡委員のお話もちよつと引合いに出しましたので、いささかどうかと思ひますが、われ／＼は平岡委員の御計算がそのまま正しいものだとはいへないと思つておられます。従いまして、大きな法人はいろいろ／＼なものを差引けば二割くらいにしかすぎないといつたようなお話は、どうもわれ／＼ちつとも納得行かないのでございまして、現在特別措置法でいろいろ／＼な軽減措置が行われておりますが、一番金額的に大きなものを見て参りますと、これは第一にやはり退職積立金の制度で

あります。それから第二は貸倒れ準備金の制度であります。第三は価格変動準備金の制度でございまして。こうしたものによる税収の減というものが、金額的に一番大きく出ておりますが、これらの制度は何ら大法人だけがこれを利用してできる制度ではないので、これは中小法人にたいしてもおのずから利用できる制度でありまして、大法人が片方で大きな税金を払つているだけに、あるいは軽減の税金もそれだけ大きいという事はあります。所得対軽減の割合等を見て参りますと、大法人だけが利用できる制度というふうには思つておりません。そのほかに合理化法の制度とかいろいろ／＼ございまして、これは結局そういう合理化機械を導入することにございまして、日本経済全体が改善されて行くという見地からとつて、この制度でございまして、大法人、中小法人ということによつてそれを区別しようという趣旨でないことを御了承願ひたいと思ひます。

○平岡委員 関連して、たま／＼私の名前に言及されたので……。昨年の多分八月三日の本会議でございまして。そのときには、中小法人と大法人との間に、いわゆる法律的には平等ですが、実際上扱いとか実施の状態ということをお考え参りますと、結果として非常に差別待遇が出て来る、こういう点と、それから低額所得者、特に給与所得者の問題について戦前との比較論をやつております。こうした点が渡辺さんの良識に触れて、今回の改正案でちよつと反省されておる。ところが今中小法人に關します井上委員の質問に對しまして、私の質問が当らなかつたというふうにお申出でございしますが、しから

ば私は、今回の法人税に対するあなたの方のこの提出法案に對しまして相当文句がある。たとえば新規増資に對する特別措置、あるいは輸出に對する所得控除率の引上げ等の一連の処置というものは、依然たる大法人擁護であつて、中小企業に對して税負担の軽減に資するところは一つもない、私はさうに考えます。まずこの点につきまして渡辺さんの御見解を承りたい。

○渡辺政府委員 今度資本蓄積の促進の意味をもちまして、あるいは輸出増進の見地をもちまして、租税措置法の改正をいたしたい、近く当委員会に付託になると思つておりますが、その場合のわれ／＼の基本的考え方としては、ましては、結局先ほども申しましたように、その実施が日本経済の全体のためになるんだというこの観点からやつて来ておるわけでありまして。中小法人と大法人の区別をおつしやいます。資本蓄積の措置におきましては、中小法人なるがゆえ、大法人なるがゆえ特別な区別を入れておるという考え方はわれ／＼にはございませぬ。同族会社と非同族会社につきましては、多少再評価積立金を資本に組み入れる場合におきまして、これは事実性格が違ふんじやないかという意味におきまして一応差別的な扱いをする、これはすべきじやないかというつもりで案はできておりますが、同族会社におきまして、相当大きな同族会社もございまして、従いまして中小法人、大法人という区別の見地に立つて考へておるわけじやない。それからプラント輸出の問題だろつと思ひますが、プラント輸出という観点におきまして、やはり相当の契約金高がまつたものであるというときに、プラント輸出と言ひ得る

のじやないか、こういう観点におきまして、あまり小さな金額のものをどうしようと思つておられません、しかしプラント輸出はそれ自体におきまして、一度プラントを輸出するという立場をとりますれば、さらにその後におきまして、その補修的なものとか、将来の輸出の一つの分野がそこに広くできて来るというのを期待できるがゆえに、これは少し余分なフィーチャを考へてやつていいのじやないか、こういう観点に出ておるわけでありまして、中小法人とか大法人という観点でものを考へて行つておるわけじやないということを重ねて申し上げます。

○井上委員 そうすると渡辺さん、あなたにはつきりしたことを伺うが、一体退職積立金、あるいは貸倒れ準備金、価格変動準備金、それから輸出商社に對する軽減措置といふものは、そんなものでできる能力を持つておる会社が、資本金一千万円なり五百万円以下の小さい会社に一体どれほどあります。結局これだけの大法人は減税になるじやないか、全体の率からいへばそれだけ安うなるじやないか、下のものはやろうと思つたつてできやせぬじやないか。できぬような規定ばかり設けたつて、何のくそになりまするならば、この各種の免税措置を講じた場合、あるいは控除措置を講じた場合、特典を与えた場合、その方もどれだけ資本額において免税されているか、減税されているか、現行の四二%でやつた場合と比較した資料を出してみなさい。そうしたら必ずふといややつがもうかつておるがやな。そこに減税國債の悪いやつが行くのや。そうすれば完全にかかつかうやつがもうかつておるじやないか。下のビイ／＼言つておるやつ



は、あたかも障害物競争でちようどい  
ち早くこの免除のゴールに入つたもの  
は今日課税されてない。そこで七十  
三品目の諸君だけがこの二百何十億と  
いう税の負担をしておられるわけであるか  
ら、このことは、現在これらの業者に  
対して不当な不正な経営の重荷とな  
つて加わつておる。だからこれを解除  
してくれという陳情が国会の都度政府  
に対して強力に行われておるのだけ  
でも、政府はこれに対して全然耳をか  
しておられない。そこであなたは、こ  
の何万種類とあるところの業種業態の  
中で七十三品目の業態だけが特に二百  
数十億の税負担をしなければならぬ  
というこのことについて、何となく妥  
当を欠き、あるいは法律の前に国民は  
平等であるという立場において、ある  
いは公正を欠く、こんなふうにお考え  
になつたようなことはないかどうか、  
その点をひとつ伺ひたいします。

それでは話をかえてお伺ひをしたい  
ことは、物品税の問題である。これは  
前に十五国会以来われわれの強く主張  
しておるところであるが、これは明ら  
かに戦時特別立法であつて、当時鉄だ  
とか、あるいはその他の金属等を中心  
とした軍需物資、こういうようなもの  
の消費を抑えることのために、いろい  
ろと千四百種類を選んでにもかくにも  
この物品税が創設された。だから戦  
争が済むと、競争目的のためにできた  
この税法は再検討を要する段階になつ  
て、その後この千四百種類の品物に対  
して免税、この税法をとかく廃止し  
てもらいたいということ、次々と陳  
情、その免除運動が行われた。そこで  
現在これが七十三品目にとどまつたと  
いう次第であります。そこで私があな  
たにお伺ひしたいことは、この今日ま  
で八箇年間にわたつてかつて課税され  
ておつたところの千四百品目の業者た  
ちが、じやん／＼と政府に向つてある  
いは金を使い、あるいはまた政治力を  
動員して、この免税運動をやつて来  
た。そこで千三百何十品目というもの  
が解除されたわけなんだが、このこと

れも虚心坦懐に伺ひまして、たとえは  
課税最低限を上げる、あるいは新しい  
品目を取入れる、こういうたようなこ  
とによりまして、絶えず物品税を現在  
の情勢に適合するようなものにして行  
くという努力は、政府としても続けて  
いるわけでございます。

〇春日委員 私、現在何万品目にわ  
たるところのいろ／＼の消費財の中  
で、課税されることわずか七十何品目  
に局限されておること自体は、これ  
を質問しておる。これは法的のバロメ  
ーターも、またこれを定義づける理論  
もあるはずはない、しよせんは腰だめ  
である。業者が政府に陳情したその陳  
情、あるいは政治力、あるいは買収、  
そういうようなことによつて今日七十  
何品目に局限されたことはおおうべく  
もない事実である。そこで私の伺ひ  
たいのは、それにはそれ相当地の理由  
があると言われるが、それ相当地の理由  
というものは答弁にならないと思ふ。  
私があなたに申し上げたいのは、この  
七十何品目の業者たちが二百数十億の  
重き負担を負つて歩いておることは、  
これら業種に対してはなほだしく不当  
不公正ではないか、そのことをお考え  
になつたことはないかということをお  
なたにお伺ひしておる。

〇渡辺政府委員 われ／＼は御承知の  
ように提案はいたしますが、国会が御  
決定くださつておるわけでございますし  
て、一応こういう物品税の、現在のの  
姿になつたことにつきまして、やれ請  
託、やれ買収、いろ／＼なことをおつ  
しやいました。私は、それはそういう  
ことがあつて現在のようになつて  
いるというふうには考へるべきもの

〇春日委員 私は、現在何万品目にわ  
たるところのいろ／＼の消費財の中  
で、課税されることわずか七十何品目  
に局限されておること自体は、これ  
を質問しておる。これは法的のバロメ  
ーターも、またこれを定義づける理論  
もあるはずはない、しよせんは腰だめ  
である。業者が政府に陳情したその陳  
情、あるいは政治力、あるいは買収、  
そういうようなことによつて今日七十  
何品目に局限されたことはおおうべく  
もない事実である。そこで私の伺ひ  
たいのは、それにはそれ相当地の理由  
があると言われるが、それ相当地の理由  
というものは答弁にならないと思ふ。  
私があなたに申し上げたいのは、この  
七十何品目の業者たちが二百数十億の  
重き負担を負つて歩いておることは、  
これら業種に対してはなほだしく不当  
不公正ではないか、そのことをお考え  
になつたことはないかということをお  
なたにお伺ひしておる。

〇春日委員 私が申し上げておるの  
は、かつて千四百品目のものが本目ま  
で七十何品目に圧縮された、その道  
程においては、政治的ないろ／＼な暗  
躍策謀が行われた、このことを私は申  
し上げておる。行われなかつたところ  
の七十何品目の諸君が本日残つておる  
と見るのが、これが大体の常識的な考

え方です。そういうようなことは断じ  
てない。渡辺さんはおつしやつてお  
るが私は渡辺さんがその当事者である  
から一言も申し上げておらない。た  
だあなたの知らざる範囲内においてそ  
ういう政治的な暗躍が行われたとい  
うことは——たとえば今度の造船疑獄  
は何であるか、たとえば政府の壺井官  
房長が何がしかの収賄をして今監獄  
の中になつておられるじやないか。  
かつてあなたと同じように潔癖な答弁  
をした人が、そういうような監獄にひ  
つぱられておること、は、一を知  
つて他を知ることが出来る。そういう  
ようなことがつとつと六、七箇年行わ  
れ、いろ／＼とこれが解除されて来  
て、この一、二年来一品目もほとんど  
解除されるものがなくなつてしまつ  
た。そこでこのわずか七十何品目の諸  
君だけが解除運動に乗り遅れて今日ま  
で取残されておることは、非常に気の  
毒であるから、この問題を初め、物品  
税の課税対象に対してこの際本業源  
的な再検討を加ふるの段階に立ち至つ  
ておることをあなたに指摘しておる。  
どうかひとつ、その点は間違ひのない  
ようによく心に銘記されて、この業者  
たちが毎国会々々々大なる陳情書を送  
つて来ることに、十分心を開いて  
検討するだけの余裕を持つて問題を  
処理されたいと思ふ。何でもかんでも  
これ以上とらなければならぬ、とらな  
ければ財政の収入がまかなえない、財  
源がまかなえない、そういうような便  
宜的なことだけでこの税法を処理され  
て行くということは、これははなはだ  
よろしくない。

〇春日委員 私が申し上げておるの  
は、かつて千四百品目のものが本目ま  
で七十何品目に圧縮された、その道  
程においては、政治的ないろ／＼な暗  
躍策謀が行われた、このことを私は申  
し上げておる。行われなかつたところ  
の七十何品目の諸君が本日残つておる  
と見るのが、これが大体の常識的な考

え方です。そういうようなことは断じ  
てない。渡辺さんはおつしやつてお  
るが私は渡辺さんがその当事者である  
から一言も申し上げておらない。た  
だあなたの知らざる範囲内においてそ  
ういう政治的な暗躍が行われたとい  
うことは——たとえば今度の造船疑獄  
は何であるか、たとえば政府の壺井官  
房長が何がしかの収賄をして今監獄  
の中になつておられるじやないか。  
かつてあなたと同じように潔癖な答弁  
をした人が、そういうような監獄にひ  
つぱられておること、は、一を知  
つて他を知ることが出来る。そういう  
ようなことがつとつと六、七箇年行わ  
れ、いろ／＼とこれが解除されて来  
て、この一、二年来一品目もほとんど  
解除されるものがなくなつてしまつ  
た。そこでこのわずか七十何品目の諸  
君だけが解除運動に乗り遅れて今日ま  
で取残されておることは、非常に気の  
毒であるから、この問題を初め、物品  
税の課税対象に対してこの際本業源  
的な再検討を加ふるの段階に立ち至つ  
ておることをあなたに指摘しておる。  
どうかひとつ、その点は間違ひのない  
ようによく心に銘記されて、この業者  
たちが毎国会々々々大なる陳情書を送  
つて来ることに、十分心を開いて  
検討するだけの余裕を持つて問題を  
処理されたいと思ふ。何でもかんでも  
これ以上とらなければならぬ、とらな  
ければ財政の収入がまかなえない、財  
源がまかなえない、そういうような便  
宜的なことだけでこの税法を処理され  
て行くということは、これははなはだ  
よろしくない。

大体二十億ないし二十五億程度の減税をしよう、できるだけひとつ減税をしようというところで、免税点が引上げられたりいろいろの措置が講ぜられた。このことは、すなわちこれら業者たちがやりきれないから何とかしてくれというその痛烈な要望に消極的にこたえたものである。ところが今度のあなたの方の予算によると、大体においてこれが逆の方向をたどつておる。調査会の答申案もそこにあるが、あなたの方も大体十億程度の増徴をここに見込んでおる。前国会においては大体二十億程度の減税のための措置を考え、本年度はこれに対してさらにまた相当額の増徴をもくろんでおる。この前考えてやつたことと今度考えてやろうとするところが一べん／＼その方針が違つておるといふことは、少くとも同じ主税局長の方針としてこれをことに首尾一貫を欠くものだと思ふが、この点について一体どういふふうにお考えになつておるか、ひとつ御答弁を願いたい。

○渡辺政府委員 先ほどのお話に出ましたが、政府といたしましては、一べん税制そのものについてとつくり見直してみたいというので、税制調査会を開催しましていろいろ御意見を伺つたわけでございますが、その機会に、やはり一番はつきり出た問題は、同じ税負担が重い中におきましても、直接税の負担が重い。従つてこの機会におきましてはむしろ間接税、あるいは特にその中で奢侈的なものに付する税金はこれをより増徴しても、直接税はむしろこれを下げるべきである、こういう全体の御意見が出て来たわけでありませう。従いまして虚心坦懐に考えるところ、あなたのお話の通り、われ／＼もよくこの

点の御意見を伺いました結果としまして、今回の税制改正におきましては、税制調査会の線から見ますと非常に十分なものとは確かに言えると思ひますが、間接税の方の増徴はする、しかし直接税の方でそれを下げる、そういう方向に考へて行くのが、同じ主税局長のともかもしれません。やはりいろいろの方々の御意見を聞いて一つの方向として考へて行くべきものじやないか、こういうような結論に達したわけでありませう。

○春日委員 これは先国会におきまして、同僚平岡君によつても強調されたところであるが、ただいままた井上委員によつて指摘された。いづれにしても、先般来予算委員会において問題になつておる、たとえば赤坂地帯における連夜の大饗宴、こういうふうないわゆる大法人、大会社の遊興するところの交際費、これに課税するならば、たとえばこれを八億圓と推定して百分の四十でかければ三百二十億とれる。こういうようなこともわれ／＼の指摘したところであるが、そういうような方向へもう少し適切妥当な検討を加えて行けば、課税対象は捕捉できないこととはない。そうすれば、これを全廃して国民大衆の輿望にたえつ、一方適切妥当と思はれるそういう余剰消費のところから財源確保の道も考えられないことではないのです。今回幸いにあなは一定額の交際費に対して課税をしようというところは、これは辛うじて一歩前進ではあるが、百尺竿頭一歩を進めて、われ／＼の主張するところを十分取上げられて、そしてすみやかにこの物品税を全面的に撤廃するため、あなたの深い学殖と経験とを生か

してもらいたい。それからさらにもう一つ入場税についてお伺いしたいが、これはあなたの方の御説明によると、地方に財源が偏在をするからこれを国税に移管する、そしてその財源の偏在するところを是正するところを是正しよう、こういうふうなところに一半の目的はある様子であるが、はたしてそうであるかどうか、ちよつとこの点を伺いたい。

○渡辺政府委員 今春日委員のおつしやつたように、入場税を国で徴収して、これの九割を人口割で地方に配分する、これは、その機会におきまして課税の適切を期するとかいろいろな趣旨はございますが、大部分の目的は、今お話になりましたように財源偏在を是正したい、こういうところにあると申し上げていいと思ひます。

○春日委員 現在府県の地方税は、この入場税、遊興飲食税、事業税、この三本建をもつて地方財源として、この三つが支柱となつて地方行政が行われておると思ふ。さすれば、この入場税は地方に偏在をしておるから、そこでこれを国税に移管をして人口割で九割を配分する、かりにこの理論が正しいとするならば、なぜ遊興飲食税と事業税、これを同じような方針で処理しないのか、その理由をひとつ伺いた

いふことをすると同時に、また先日申し上げましたが、そういうことをすることによりまして、さらに新しくタバコ消費税といった姿のものを地方の独立財源として附加することができ、そういう方向のものであることを御了承願ひたいと思ひます。

○春日委員 ただいまの主税局長の御答弁は重大である。たとえば、あなたは物事に順序があると言われたが、さすれば、今回この入場税によつてその方針が頭を出して来た。そうするとあなたは次の段階において、その順序を追うて、末は遊興飲食税並びに事業税を国に移す方針であるかどうか、この点を伺いたい。

○渡辺政府委員 私順序があると申ししたので、どうもいささかそれを強くおとりになつたと思ひますが、次の国会におきましてそういうことにするかしらないかということにつきましては、まだ政府としては方針をきめておりません。

○春日委員 これも否定も肯定もしてないというところは、さらに重大である。そこで私はあなたにお伺いしたいことは、私はそれだからこそ、地方の人々が大県であると小県であるとを問わず、この問題に対して猛烈的な反対運動を巻き起しておる理由はそこにあると思ふ。私はあなたに申し上げたいが、今日この地方自治の高揚、民主政治の高揚というものは、まず地方自治の確保にあると思ふ。地方の自治を確保するためには、まず財源がなければならぬことは申し上げるまでもないのです。そういうようにして国に入場税を奪つて行くことは、遊興飲食税を、やがては事業税をとつて行く。そうす

ると地方に財源は何にもなくなつてしまふわけだ、そうすると、これがちよつと政府の考へておるところの中央集権的官僚国家、すなわち今警察法を取上げて審議に入つておるのであるが、さらに塚田さんがこの間本会議において答弁されたところによると、知事を官選にすることが望ましいことだといふことを述べられておる。今地方行政の三大支柱となるものは何であるか、知事の民選と警察の民主的制度と地方に財政的独立財源があるというこの三つなんです。そこで今もうすでに警察を取上げようとしておるが、やがては知事を取上げ、そして今あなたのその言葉の端から考えると、あなたのその言葉の衣の中には、とにかくものすこいよ、すなわち地方の財源の中央への審議収奪、この恐ろしいよ、いながら／＼見えておることはまことに重大だと思ふのだが、私はこの問題はあなたに聞いたつてしようがないのであります。いづれ総理大臣なりあるいは大蔵大臣なりに本会議でこの問題を重ねて質問しなければならぬことにならうと思ふが、そういうように税務当局が、ただ単に入場税を取上げるといふことだけでなく、やがては遊興飲食税、事業税を取上げようという腹で虎視たん／＼とすることを考へておるといふことは、まことに重大なことである。この問題はいづれ本会議において総理大臣の責任を問う質問といたしたいので、私の質問はこれで終ります。

○渡辺政府委員 順序があると云つたことがいろいろ／＼話題になつておりますが、現在われ／＼の方では、事業税をどうしようかというところを考へたこ



とはございませぬ。それから遊興飲食税につきましては、先日一応話題になつたが、それをいろ／＼な事情によりまして入場税だけにとどめたというところでございまして、その辺は一応はつきり申し上げておきたいと思ひます。それから率直に申しまして、私は、地方自治はやはり地方にできるだけ独立財源を与えなければならぬというふうには、はつきり思つてゐるわけでございます。その意味におきまして、地方の方で多年要望してゐたタバコ消費税というものを地方の独立財源としてぜひ与えたい、こういつた意味におきまして——これはもうおわかりだと思ひますが、タバコ消費税におきまして、結局地方の方の財源になりますのが三百数十億でございます。決して春日委員のおつしやつたような意味において、漸次地方から独立財源を国がつて行くといつたような考え方に立つてゐるものではないといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○千葉委員長 本日はこの程度で散会いたします。

午後零時二十四分散会

大蔵委員会議録第六号中正誤

頁段行	誤	正
三三 末九	償却額	償却
四一 末二	第九條の三の規定に	第九條の三の規定に
四一 末九	金額に	金額に
五二 六	変動所得の金額	変動所得の金額
五二 末二	包括受贈者	包括受贈者
五二 末二	贈贈を除く	贈贈を除く
六五 四	外国税額	外国税額の
七二 一	第三章予定納税及び第一節予定納税	第三章予定納税及び第一節予定納税
八二 一	承認申請書	申請書
八二 六	政府は	政府は、
九二 末六	控除する	控除に関する
一一 末二	「包括受贈者」	「包括受贈者」
一一 一〇	申告納付	申告納税
一一 八	当該納税義務者	納税義務者
一一 三	所得金額、以下	所得金額以下
一一 末二	第二十六條の二第七号	第二十六條の二第七号
一一 末二	第三十一條	第三十一條
一一 末二	第三十二條	第三十二條
一一 末二	第三十七條	第三十七條
一一 末二	第四十七條	第四十七條
一一 末二	第四十八條	第四十八條
一一 末二	第四十九條	第四十九條
一一 末二	第五十條	第五十條
一一 末二	第五十一條	第五十一條
一一 末二	第五十二條	第五十二條
一一 末二	第五十三條	第五十三條
一一 末二	第五十四條	第五十四條
一一 末二	第五十五條	第五十五條
一一 末二	第五十六條	第五十六條
一一 末二	第五十七條	第五十七條
一一 末二	第五十八條	第五十八條
一一 末二	第五十九條	第五十九條
一一 末二	第六十條	第六十條
一一 末二	第六十一條	第六十一條
一一 末二	第六十二條	第六十二條
一一 末二	第六十三條	第六十三條
一一 末二	第六十四條	第六十四條
一一 末二	第六十五條	第六十五條
一一 末二	第六十六條	第六十六條
一一 末二	第六十七條	第六十七條
一一 末二	第六十八條	第六十八條
一一 末二	第六十九條	第六十九條
一一 末二	第七十條	第七十條
一一 末二	第七十一條	第七十一條
一一 末二	第七十二條	第七十二條
一一 末二	第七十三條	第七十三條
一一 末二	第七十四條	第七十四條
一一 末二	第七十五條	第七十五條
一一 末二	第七十六條	第七十六條
一一 末二	第七十七條	第七十七條
一一 末二	第七十八條	第七十八條
一一 末二	第七十九條	第七十九條
一一 末二	第八十條	第八十條
一一 末二	第八十一條	第八十一條
一一 末二	第八十二條	第八十二條
一一 末二	第八十三條	第八十三條
一一 末二	第八十四條	第八十四條
一一 末二	第八十五條	第八十五條
一一 末二	第八十六條	第八十六條
一一 末二	第八十七條	第八十七條
一一 末二	第八十八條	第八十八條
一一 末二	第八十九條	第八十九條
一一 末二	第九十條	第九十條
一一 末二	第九十一條	第九十一條
一一 末二	第九十二條	第九十二條
一一 末二	第九十三條	第九十三條
一一 末二	第九十四條	第九十四條
一一 末二	第九十五條	第九十五條
一一 末二	第九十六條	第九十六條
一一 末二	第九十七條	第九十七條
一一 末二	第九十八條	第九十八條
一一 末二	第九十九條	第九十九條
一一 末二	第一百條	第一百條
一一 末二	第一〇一條	第一〇一條
一一 末二	第一〇二條	第一〇二條
一一 末二	第一〇三條	第一〇三條
一一 末二	第一〇四條	第一〇四條
一一 末二	第一〇五條	第一〇五條
一一 末二	第一〇六條	第一〇六條
一一 末二	第一〇七條	第一〇七條
一一 末二	第一〇八條	第一〇八條
一一 末二	第一〇九條	第一〇九條
一一 末二	第一一〇條	第一一〇條
一一 末二	第一一一條	第一一一條
一一 末二	第一一二條	第一一二條
一一 末二	第一一三條	第一一三條
一一 末二	第一一四條	第一一四條
一一 末二	第一一五條	第一一五條
一一 末二	第一一六條	第一一六條
一一 末二	第一一七條	第一一七條
一一 末二	第一一八條	第一一八條
一一 末二	第一一九條	第一一九條
一一 末二	第一二〇條	第一二〇條
一一 末二	第一二一條	第一二一條
一一 末二	第一二二條	第一二二條
一一 末二	第一二三條	第一二三條
一一 末二	第一二四條	第一二四條
一一 末二	第一二五條	第一二五條
一一 末二	第一二六條	第一二六條
一一 末二	第一二七條	第一二七條
一一 末二	第一二八條	第一二八條
一一 末二	第一二九條	第一二九條
一一 末二	第一三〇條	第一三〇條
一一 末二	第一三一條	第一三一條
一一 末二	第一三二條	第一三二條
一一 末二	第一三三條	第一三三條
一一 末二	第一三四條	第一三四條
一一 末二	第一三五條	第一三五條
一一 末二	第一三六條	第一三六條
一一 末二	第一三七條	第一三七條
一一 末二	第一三八條	第一三八條
一一 末二	第一三九條	第一三九條
一一 末二	第一四〇條	第一四〇條
一一 末二	第一四一條	第一四一條
一一 末二	第一四二條	第一四二條
一一 末二	第一四三條	第一四三條
一一 末二	第一四四條	第一四四條
一一 末二	第一四五條	第一四五條
一一 末二	第一四六條	第一四六條
一一 末二	第一四七條	第一四七條
一一 末二	第一四八條	第一四八條
一一 末二	第一四九條	第一四九條
一一 末二	第一五〇條	第一五〇條
一一 末二	第一五一條	第一五一條
一一 末二	第一五二條	第一五二條
一一 末二	第一五三條	第一五三條
一一 末二	第一五四條	第一五四條
一一 末二	第一五五條	第一五五條
一一 末二	第一五六條	第一五六條
一一 末二	第一五七條	第一五七條
一一 末二	第一五八條	第一五八條
一一 末二	第一五九條	第一五九條
一一 末二	第一六〇條	第一六〇條
一一 末二	第一六一條	第一六一條
一一 末二	第一六二條	第一六二條
一一 末二	第一六三條	第一六三條
一一 末二	第一六四條	第一六四條
一一 末二	第一六五條	第一六五條
一一 末二	第一六六條	第一六六條
一一 末二	第一六七條	第一六七條
一一 末二	第一六八條	第一六八條
一一 末二	第一六九條	第一六九條
一一 末二	第一七〇條	第一七〇條
一一 末二	第一七一條	第一七一條
一一 末二	第一七二條	第一七二條
一一 末二	第一七三條	第一七三條
一一 末二	第一七四條	第一七四條
一一 末二	第一七五條	第一七五條
一一 末二	第一七六條	第一七六條
一一 末二	第一七七條	第一七七條
一一 末二	第一七八條	第一七八條
一一 末二	第一七九條	第一七九條
一一 末二	第一八〇條	第一八〇條
一一 末二	第一八一條	第一八一條
一一 末二	第一八二條	第一八二條
一一 末二	第一八三條	第一八三條
一一 末二	第一八四條	第一八四條
一一 末二	第一八五條	第一八五條
一一 末二	第一八六條	第一八六條
一一 末二	第一八七條	第一八七條
一一 末二	第一八八條	第一八八條
一一 末二	第一八九條	第一八九條
一一 末二	第一九〇條	第一九〇條
一一 末二	第一九一條	第一九一條
一一 末二	第一九二條	第一九二條
一一 末二	第一九三條	第一九三條
一一 末二	第一九四條	第一九四條
一一 末二	第一九五條	第一九五條
一一 末二	第一九六條	第一九六條
一一 末二	第一九七條	第一九七條
一一 末二	第一九八條	第一九八條
一一 末二	第一九九條	第一九九條
一一 末二	第二〇〇條	第二〇〇條
一一 末二	第二〇一條	第二〇一條
一一 末二	第二〇二條	第二〇二條
一一 末二	第二〇三條	第二〇三條
一一 末二	第二〇四條	第二〇四條
一一 末二	第二〇五條	第二〇五條
一一 末二	第二〇六條	第二〇六條
一一 末二	第二〇七條	第二〇七條
一一 末二	第二〇八條	第二〇八條
一一 末二	第二〇九條	第二〇九條
一一 末二	第二一〇條	第二一〇條
一一 末二	第二一一條	第二一一條
一一 末二	第二一二條	第二一二條
一一 末二	第二一三條	第二一三條
一一 末二	第二一四條	第二一四條
一一 末二	第二一五條	第二一五條
一一 末二	第二一六條	第二一六條
一一 末二	第二一七條	第二一七條
一一 末二	第二一八條	第二一八條
一一 末二	第二一九條	第二一九條
一一 末二	第二二〇條	第二二〇條
一一 末二	第二二一條	第二二一條
一一 末二	第二二二條	第二二二條
一一 末二	第二二三條	第二二三條
一一 末二	第二二四條	第二二四條
一一 末二	第二二五條	第二二五條
一一 末二	第二二六條	第二二六條
一一 末二	第二二七條	第二二七條
一一 末二	第二二八條	第二二八條
一一 末二	第二二九條	第二二九條
一一 末二	第二三〇條	第二三〇條
一一 末二	第二三一條	第二三一條
一一 末二	第二三二條	第二三二條
一一 末二	第二三三條	第二三三條
一一 末二	第二三四條	第二三四條
一一 末二	第二三五條	第二三五條
一一 末二	第二三六條	第二三六條
一一 末二	第二三七條	第二三七條
一一 末二	第二三八條	第二三八條
一一 末二	第二三九條	第二三九條
一一 末二	第二四〇條	第二四〇條
一一 末二	第二四一條	第二四一條
一一 末二	第二四二條	第二四二條
一一 末二	第二四三條	第二四三條
一一 末二	第二四四條	第二四四條
一一 末二	第二四五條	第二四五條
一一 末二	第二四六條	第二四六條
一一 末二	第二四七條	第二四七條
一一 末二	第二四八條	第二四八條
一一 末二	第二四九條	第二四九條
一一 末二	第二五〇條	第二五〇條
一一 末二	第二五一條	第二五一條
一一 末二	第二五二條	第二五二條
一一 末二	第二五三條	第二五三條
一一 末二	第二五四條	第二五四條
一一 末二	第二五五條	第二五五條
一一 末二	第二五六條	第二五六條
一一 末二	第二五七條	第二五七條
一一 末二	第二五八條	第二五八條
一一 末二	第二五九條	第二五九條
一一 末二	第二六〇條	第二六〇條
一一 末二	第二六一條	第二六一條
一一 末二	第二六二條	第二六二條
一一 末二	第二六三條	第二六三條
一一 末二	第二六四條	第二六四條
一一 末二	第二六五條	第二六五條
一一 末二	第二六六條	第二六六條
一一 末二	第二六七條	第二六七條
一一 末二	第二六八條	第二六八條
一一 末二	第二六九條	第二六九條
一一 末二	第二七〇條	第二七〇條
一一 末二	第二七一條	第二七一條
一一 末二	第二七二條	第二七二條
一一 末二	第二七三條	第二七三條
一一 末二	第二七四條	第二七四條
一一 末二	第二七五條	第二七五條
一一 末二	第二七六條	第二七六條
一一 末二	第二七七條	第二七七條
一一 末二	第二七八條	第二七八條
一一 末二	第二七九條	第二七九條
一一 末二	第二八〇條	第二八〇條
一一 末二	第二八一條	第二八一條
一一 末二	第二八二條	第二八二條
一一 末二	第二八三條	第二八三條
一一 末二	第二八四條	第二八四條
一一 末二	第二八五條	第二八五條
一一 末二	第二八六條	第二八六條
一一 末二	第二八七條	第二八七條
一一 末二	第二八八條	第二八八條
一一 末二	第二八九條	第二八九條
一一 末二	第二九〇條	第二九〇條
一一 末二	第二九一條	第二九一條
一一 末二	第二九二條	第二九二條
一一 末二	第二九三條	第二九三條
一一 末二	第二九四條	第二九四條
一一 末二	第二九五條	第二九五條
一一 末二	第二九六條	第二九六條
一一 末二	第二九七條	第二九七條
一一 末二	第二九八條	第二九八條
一一 末二	第二九九條	第二九九條
一一 末二	第三〇〇條	第三〇〇條
一一 末二	第三〇一條	第三〇一條
一一 末二	第三〇二條	第三〇二條
一一 末二	第三〇三條	第三〇三條
一一 末二	第三〇四條	第三〇四條
一一 末二	第三〇五條	第三〇五條
一一 末二	第三〇六條	第三〇六條
一一 末二	第三〇七條	第三〇七條
一一 末二	第三〇八條	第三〇八條
一一 末二	第三〇九條	第三〇九條
一一 末二	第三一〇條	第三一〇條
一一 末二	第三一一條	第三一一條
一一 末二	第三一二條	第三一二條
一一 末二	第三一三條	第三一三條
一一 末二	第三一四條	第三一四條
一一 末二	第三一五條	第三一五條
一一 末二	第三一六條	第三一六條
一一 末二	第三一七條	第三一七條
一一 末二	第三一八條	第三一八條
一一 末二	第三一九條	第三一九條
一一 末二	第三二〇條	第三二〇條
一一 末二	第三二一條	第三二一條
一一 末二	第三二二條	第三二二條
一一 末二	第三二三條	第三二三條
一一 末二	第三二四條	第三二四條
一一 末二	第三二五條	第三二五條
一一 末二	第三二六條	第三二六條
一一 末二	第三二七條	第三二七條
一一 末二	第三二八條	第三二八條
一一 末二	第三二九條	第三二九條
一一 末二	第三三〇條	第三三〇條
一一 末二	第三三一條	第三三一條
一一 末二	第三三二條	第三三二條
一一 末二	第三三三條	第三三三條
一一 末二	第三三四條	第三三四條
一一 末二	第三三五條	第三三五條
一一 末二	第三三六條	第三三六條
一一 末二	第三三七條	第三三七條
一一 末二	第三三八條	第三三八條
一一 末二	第三三九條	第三三九條
一一 末二	第三四〇條	第三四〇條
一一 末二	第三四一條	第三四一條
一一 末二	第三四二條	第三四二條
一一 末二	第三四三條	第三四三條
一一 末二	第三四四條	第三四四條
一一 末二	第三四五條	第三四五條
一一 末二	第三四六條	第三四六條
一一 末二	第三四七條	第三四七條
一一 末二	第三四八條	第三四八條
一一 末二	第三四九條	第三四九條
一一 末二	第三五〇條	第三五〇條
一一 末二	第三五一條	第三五一條
一一 末二	第三五二條	第三五二條
一一 末二	第三五三條	第三五三條
一一 末二	第三五四條	第三五四條

昭和二十九年二月二十六日印刷

昭和二十九年二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局